

「付加年金」で年金受給額を少し増やせます

○付加年金とは

- ・国民年金第1号被保険者の方と任意加入被保険者の方が、申出により定額保険料に付加保険料（月額400円）を上乗せして納めることで、老齢基礎年金を受給するときに、毎年『200円×付加保険料を納めた月数分』を上乗せして受給できる制度です。
- ※任意加入被保険者とは、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合や「60歳以上65歳未満」などの条件をすべて満たしている方で、本人の申し出により国民年金保険料を納めている方のことです。

○付加保険料を納めることができる方

① 自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方



② 60歳以上65歳未満の任意加入の方

（外国に住む日本人で20歳以上60歳未満を含む）



※半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方および猶予を受けている方や国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納めることはできません。

○付加保険料の納め方について

- ・付加保険料の納付については、申し込んでいただいた月分からとなります。
- ・納期限を経過した場合でも、納期限から2年間は付加保険料を納めることができます。ただし、2年間の納期限を過ぎた場合は支払うことができなくなります。
- ・付加保険料の納め方は3種類あり、納付書払いと口座振替払い、およびクレジットカード払いがあります。
- ※口座振替およびクレジットカードによる納付は、手続きの関係で、申請していただいてから1か月から2か月程度は納付書により納めていただく場合があります。

○納付をやめても掛け捨てになりません

- ・付加保険料を納付している方は、いつでも任意で納付をやめることが可能です。その場合でも掛け捨てにはならず、『200円×付加保険料を納めた月数分』が老齢基礎年金に上乗せされます。
- ・納期限は翌月末日（休日・祝日の場合は翌月最初の営業日）です。
- ・付加保険料の手続きと相談がある方は、下記までお問い合わせください



お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812